



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年7月20日金曜日 第2387号外2

◇ 目 次 ◇
規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

○愛媛県規則第40号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の提出部数）</p> <p>第3条 条例第2条第5項、第4条第3項（条例第7条第4項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）、第7条第3項、第10条並びに第22条第2項及び第3項の規則で定める部数は、1部とする。</p> <p>様式第3号（第2条関係） 合併認証申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第4項及び特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）<u>第16条第2項</u>において読み替えて準用する第7条第2項に規定する書類並びに同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項各号に掲げる書類を添付すること。この場合において、これらの書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれその副本1通を添えること。</p>	<p>（書類の提出部数）</p> <p>第3条 条例第2条第5項、第4条第3項（条例第7条第4項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）、第7条第3項、第10条及び第22条第2項 _____ の規則で定める部数は、1部とする。</p> <p>様式第3号（第2条関係） 合併認証申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第4項及び特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号） _____ 第7条第2項に規定する書類並びに同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項各号に掲げる書類を添付すること。この場合において、これらの書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれその副本1通を添えること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1128

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月20日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。)第3条、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項、<u>第5項及び第9項</u>の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第34条の4 条例附則第5項第1号アの人事委員会が定める原子炉建屋は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機までの原子炉建屋とする。</p> <p><u>2</u> 条例附則第5項第1号工の人事委員会が定める施設は、免震重要棟とする。</p> <p><u>3</u> 条例附則第5項第1号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 条例附則第5項第1号アの作業は、<u>40,000円</u></p> <p>(2) 条例附則第5項第1号イの作業は、<u>20,000円</u></p> <p>(3) 条例附則第5項第1号ウの作業は、<u>13,300円</u></p> <p>(4) 条例附則第5項第1号エの作業は、<u>3,300円</u></p> <p><u>4</u> 条例附則第5項第2号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 条例附則第5項第2号アの作業は、<u>6,600円</u></p> <p>(2) 条例附則第5項第2号イの作業は、<u>1,330円</u></p> <p><u>5</u> 条例附則第5項第3号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 条例附則第5項第3号アの作業は、<u>3,300円</u></p> <p>(2) 条例附則第5項第3号イの作業は、<u>660円</u></p> <p><u>6</u> 条例附則第5項第4号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 条例附則第5項第4号アの作業は、<u>6,600円</u></p> <p>(2) 条例附則第5項第4号イの作業は、<u>1,330円</u></p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。)第3条、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項から第6項まで及び<u>第10項</u>の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第34条の4 条例附則第4項第2号の人事委員会が定める区域は、平成23年4月21日午前11時の警戒区域の設定に係る本部長指示(同号に規定する本部長指示をいう。以下同じ。)があるまでの間における当該本部長指示により警戒区域に設定することとされた区域と同一の区域とする。</p> <p><u>2</u> 条例附則第4項第3号の人事委員会が定める区域は、平成23年4月22日午前9時44分の本部長指示があるまでの間における当該本部長指示により居住者等が避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域と同一の区域とする。</p> <p><u>3</u> 条例附則第4項第4号の人事委員会が定める区域は、平成23年3月15日午前11時の原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定に基づく内閣総理大臣の市町村長及び都道府県知事に対する指示(以下「大臣指示」という。)があるまでの間における当該大臣指示により居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域と同一の区域とする。</p> <p><u>4</u> 本部長指示又は大臣指示による区域が東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所からの距離により定められている場合における条例附則第4項第2号から第4号までの作業に係る区域には、当該距離により定められた区域内にある海域を含むものとする。</p> <p><u>5</u> 条例附則第4項第2号から第4号までの作業に係る区域には、その上空を含むものとする。</p> <p><u>6</u> 条例附則第5項第1号イの人事委員会が定める施設は、免震重要棟とする。</p> <p><u>7</u> 条例附則第5項第1号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 条例附則第5項第1号アの作業は、<u>20,000円</u></p> <p>(2) 条例附則第5項第1号イの作業は、<u>5,000円</u></p> <p><u>8</u> 条例附則第5項第2号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) 条例附則第5項第2号アの作業は、<u>10,000円</u></p> <p>(2) 条例附則第5項第2号イの作業は、<u>2,000円</u></p>

7 条例附則第5項第5号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

(1)・(2) 省略

第34条の5 条例附則第7項第1号に定める「異常な自然現象」とは、第13条の4第1項に定めるものと同様のものをいう。

2 条例附則第7項第1号に定める「重大な災害」とは、第13条の4第3項に定めるものと同様のものをいう。

3 条例附則第7項第1号に定める「応急作業」とは、第34条の3第4項に定めるものと同様のものをいう。

4 条例附則第7項第1号アに定める「河川の堤防等」とは、河川について都道府県知事があらかじめ定める警戒水位を超えている当該水位の観測地点の周辺の堤防、せき、水門又は護岸をいう。

5 条例附則第7項第1号イに定める「通行が禁止されている区間」とは、第34条の3第6項に定めるものと同様のものをいう。

6 条例附則第8項に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

(1)・(2) 省略

7 条例附則第9項に定める「夜間」とは、第34条の3第8項に定めるものと同様のものをいう。

8 条例附則第9項の100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1)・(2) 省略

9 条例附則第9項の人事委員会が著しく危険であると認める区域は、第14条第23項に規定する区域とする。

10 条例附則第7項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合における条例附則第9項の100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1)・(2) 省略

11 条例附則第7項の作業に引き続き5日以上従事した場合における条例附則第9項の100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1)・(2) 省略

(手当の額の特例)

第35条 省略

2 条例附則第5項各号の作業に従事した時間を通算した時間が1日について4時間に満たない場合における同項第2号ア、第3号ア、第4号ア及び第5号アの作業に係る災害応急作業等手当の額は、第34条の4第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号又は第7項第1号の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

9 条例附則第5項第3号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

(1)・(2) 省略

10 条例附則第5項第4号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき2,500円とする。

11 条例附則第6項の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業(条例附則第5項第2号アの作業に限る。)は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行う作業とする。

12 条例附則第6項の人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1) 条例附則第5項第1号アの作業が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものである場合は、20,000円

(2) 条例附則第5項第2号アの作業が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものである場合は、10,000円

第34条の5 条例附則第8項第1号に定める「異常な自然現象」とは、第13条の4第1項に定めるものと同様のものをいう。

2 条例附則第8項第1号に定める「重大な災害」とは、第13条の4第3項に定めるものと同様のものをいう。

3 条例附則第8項第1号に定める「応急作業」とは、第34条の3第4項に定めるものと同様のものをいう。

4 条例附則第8項第1号アに定める「河川の堤防等」とは、河川について都道府県知事があらかじめ定める警戒水位を超えている当該水位の観測地点の周辺の堤防、せき、水門又は護岸をいう。

5 条例附則第8項第1号イに定める「通行が禁止されている区間」とは、第34条の3第6項に定めるものと同様のものをいう。

6 条例附則第9項に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

(1)・(2) 省略

7 条例附則第10項に定める「夜間」とは、第34条の3第8項に定めるものと同様のものをいう。

8 条例附則第10項の100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1)・(2) 省略

9 条例附則第10項の人事委員会が著しく危険であると認める区域は、第14条第23項に規定する区域とする。

10 条例附則第8項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合における条例附則第10項の100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1)・(2) 省略

11 条例附則第8項の作業に引き続き5日以上従事した場合における条例附則第10項の100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1)・(2) 省略

(手当の額の特例)

第35条 省略

2 条例附則第5項各号の作業に従事した時間を通算した時間が1日について4時間に満たない場合における条例附則第5項第2号ア、第3号ア及び第4号の作業に係る災害応急作業等手当の額は、第34条の4第8項第1号、第9項第1号、第10項又は第12項第2号の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

様式第18号（第39条関係） 災害応急作業等従事簿

様式第18号（その1） 省略

様式第18号（その2）

省略

省略												支 給 額			
規則第34条の4 第3項				規則第 34条の 4第4 項		規則第 34条の 4第5 項		規則第 34条の 4第6 項		規則第 34条の 4第7 項					
第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 1 号	第 2 号	第 1 号	第 2 号	第 1 号	第 2 号	第 1 号	第 2 号				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
										支給額合計		円			

備考1 省略

2 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1）第35条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、支給額の欄 _____ には、同項の規定を適用した額を記入すること。

様式第18号（その3）

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）附則第7項に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2～7 省略

様式第18号（第39条関係） 災害応急作業等従事簿

様式第18号（その1） 省略

様式第18号（その2）

省略

省略										支 給 額				加算額	
規則第34 条の4第 7項				規則第34 条の4第 8項		規則第34 条の4第 9項		規則 第34 条の 4第 10項		規則第34 条の4第 12項					
第1 号	第2 号	第1 号	第2 号	第1 号	第2 号	第1 号	第2 号	第1 号	第2 号	第1 号	第2 号				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
										支給額合 計		円			

備考1 省略

2 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1）第35条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、支給額の欄及び加算額の欄には、同項の規定を適用した額を記入すること。

様式第18号（その3）

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）附則第8項に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2～7 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の規定は、平成24年4月16日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であつて、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成24年愛媛県条例第38号）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「新条例」という。）の規定を適用したとするならば新条例附則第5項第2号アに掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第5項第1号アからウまで又は第4号アに掲げる作業に該当することとなるものに従事した場合を除く。）及び新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第5項第2号イに掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第5項第1号、第2号ア、第3号ア、第4号又は第5号アに掲げる作業に該当することとなるものに従事した場合を除く。）に従事した場合についても適用する。